

埋蔵文化財調査の区域図

本事業対象地における埋蔵文化の調査状況及び調査の必要性については、つぎの区域のとおりです。

区域Ⅰ 校舎(解体・撤去済)に地下1階があったため、調査を必要としない区域です。

区域Ⅱ 本事業に伴い、京都市が実施している調査区域です。

(調査期間:平成15年8月から平成16年5末までを予定)

区域Ⅲ 体育館(解体・撤去済)建設に伴い、昭和54年度に埋蔵文化財調査を行ったため、調査を必要としない区域です。

